第６章　計画の推進体制

１　推進体制の整備

高齢者一人一人が、人としての尊厳を持って、住み慣れた家庭や地域の中で年齢、性別にかかわらず、その人らしく安心した生活が送れるよう支援していきます。

そのため、市民の視点に立って、身近な地域における利用しやすいサービス体制づくりと、市民が地域福祉の担い手となり、お互いに尊重し、共に支え合い、助け合う体制づくりを目指せるよう、責任をもって推進していきます。

（１）相談体制・情報提供の充実

高齢者や家族などが、福祉施策や介護保険制度をはじめ、様々な悩みや疑問などについて地域の身近なところで気軽に相談できるよう、地域包括支援センター※や民生委員・児童委員などとの連携の強化を図ります。

また、高齢者の状況に応じて、多岐にわたる相談内容に適切に対応するため、関係機関などとの連携や事業者との調整機能の強化はもとより、地域ケア会議※を通じた相談体制機能の向上や体制づくりに取り組みます。

さらに、本計画について、対象となる高齢者はもとより、広く市民に周知していくことが重要であることから、広報かこがわや加古川市ホームページなど様々なメディアを通じた広報・ＰＲ活動を推進します。

このようなメディアにより情報を得ることが困難である一人暮らし高齢者などが、施策や事業内容を十分に理解し、様々なサービスを適切に受けることができるよう、市や各種団体などが実施する事業や地域活動の場など、多様な機会を積極的に活用し、制度の説明や事業の周知に取り組みます。

（2）福祉・保健・医療の連携の充実

福祉・保健・医療に加え、介護保険制度との整合を図りながら、福祉ニーズの把握から必要なサービスの提供まで、事業を円滑かつ適正に実施するとともに、地域に根ざした健康づくりや生きがいづくり活動を促進するため、関係機関や団体などとの連携を強化していくことが重要です。

本市では、地域の医療サービスの充実を目指した「加古川地域保健医療情報システム」や利用者の視点に立った介護サービスの提供を図るため「二市二町※コミュニティケアネットシステム※」を構築していますが、今後もこのような既存の社会資源を活用しながら、地域ケア会議※などを通じて医師会などと更なる連携の強化を図り、市民の健康づくりや介護予防の取組を進めます。

また、地域包括支援センター※での情報提供を進めるとともに、町内会をはじめとする各種団体や民生委員・児童委員、地域のボランティアなどの協力を得ながら、地域における主体的な福祉・保健活動の展開を促進します。

さらに、社会福祉協議会をはじめ、シルバー人材センターや様々な活動団体との連携の下、地域福祉の一層の向上に取り組みます。

（3）庁内連携の充実

今後、高齢化がますます進むことが予測される中で、高齢者が誇りと生きがいを持って、その人らしく生活を送ることができる地域づくりや、介護を必要とする状態になっても尊厳を保持し、安心して暮らせる環境を整えるには、本計画に基づき、様々な施策を円滑かつ効果的に推進していくことが必要です。

そのため、高齢者の福祉事業を所管する部署においては、今後とも、高齢者の自立支援や介護予防などに向けた情報交換や調整を行うとともに、総合的に高齢者福祉サービスの充実を図るため、介護保険事業を所管する部署との連携体制をより強化します。

また、市民ニーズの多様化に対応できるよう、幅広い分野での高齢者福祉の向上を目指し、文化・芸術やスポーツ・レクリエーション活動などの生涯学習活動の機会や情報の提供をはじめ、雇用・就業機会の確保、住宅や都市基盤の整備など、高齢者施策に関連する関係課との連携の強化に努めます。

（4）国、県との連携

本計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国、県との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

2　推進するための役割分担

本計画の目標を実現していくためには、行政が中心となって役割を果たすことはもとより、市民、事業者、関係する様々な団体などが自助・共助による適切な役割分担と緊密な連携により計画を推進していくことが求められます。

①　市の役割	市は、本計画の適正な進行管理や事業評価を通して、高齢者の福祉施策の総合的な推進を図るとともに、計画的なサービス基盤の整備や人材の質的向上などに努めます。 また、福祉サービスをはじめ、介護保険制度に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、地域のボランティア活動などを促進するため、地域住民の主体的な活動への支援に取り組んでいきます。
②　市民の役割	近年、市民のライフスタイルは、ますます多様化する傾向にあります。とりわけ健康への関心は大変高くなっており、今後とも、「自分の健康は自分で守る」という健康意識のさらなる高揚や生活習慣病の予防を重視した生活に努めることが求められます。 また、文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動など、それぞれのライフステージに応じた活動を通じて、生きがいの創造に努めるとともに、地域活動やボランティア活動に主体的に取り組み、心豊かな地域社会の実現を目指して行くことが求められます。
③　事業者などの役割	福祉・保健・医療や介護サービスに関わる事業者などは、自らの活動が高齢者の生活を支え、地域社会の安心に繋がることを十分に認識し、高齢者の福祉ニーズに応じた、適切で質の高いサービスを提供する必要があります。 また、利用者の権利擁護やプライバシーの保護に関しては、厳格に行うことが求められます。
④　団体などの役割	町内会をはじめとする地域を担う団体などは、地域の連帯意識の高揚に努めながら、介護や支援を必要とする高齢者の見守りなどを促進するとともに、高齢者が地域で自立した生活を送れるよう、地域で支え合う仕組みづくりを進めることが必要です。 また、民生委員は、その活動を通じて高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を行うとともに、身近な相談窓口として行政との連携が求められます。 さらに、社会福祉協議会は、ボランティア活動の推進役として位置づけられるとともに、小地域福祉活動※の支援など社会福祉の向上のための事業展開が求められます。

3　地域主体の福祉の推進

今後、さらに高齢化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれる中で、誰もが生涯を通じて生きがいを持ち、社会参加を果たすためには、身近な地域での絆づくりがますます重要となります。また、虚弱な状態や一人暮らしになった高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、一人一人が地域と関わりをもち、孤立しないことが重要です。

日常的なちょっとした気遣いや行動が力となり、住み慣れたところに安心して暮らし続けるうえでの大きな支えとなります。市民一人一人が関心を持つこと、またできることから始めることが何より重要です。「加古川市地域福祉計画」の方針の下に、地域主体の福祉を推進していきます。

4　計画の進行管理・公表

本計画は、高齢者の様々なニーズに柔軟に対応するための行政計画であるとともに、適正な介護保険事業を運用するための計画です。次期計画におけるサービス提供体制の整備方針などの施策形成に当たっては、市民の意見を十分に反映させる必要があります。したがって、引き続きサービスの利用実績及びサービス利用者のニーズ把握に努め、計画の進行管理を行います。

また、計画を、広報かこがわや加古川市ホームページ、パンフレットなど、様々な媒体を通じて、広く市民へ周知していきます。